

1 背景・目的

平成25（2013）年6月14日に閣議決定された「日本再興戦略^{※1}」において、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「計画」の作成、公表、事業実施、評価等を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされました。平成26（2014）年3月、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（厚生労働省告示）（以下「国指針」という。）において市町村国保は、健康・医療情報を活用してPDC Aサイクル^{※2}に沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定したうえで、保健事業の実施・評価・改善等を行うことが求められています。

その後、平成30（2018）年4月から都道府県が財政運営の責任主体として共同保険者となり、令和2（2020）年7月閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2020（骨太方針2020）^{※3}」において、保険者のデータヘルスの計画の標準化等の取組の推進が掲げられ、令和4（2022）年12月に経済財政諮問会議における「新経済・財政再生計画 改革行程表^{※4}2022」において、「保険者が策定するデータヘルス計画の手引きの改訂等を行うとともに、当該計画の標準化の進展にあたり、保険者共通の評価指標やアウトカムベースでの適正なK P Iの設定を推進する。」と示されました。

このように、全ての保険者にデータヘルス計画の策定が求められ、効果的・効率的な保健事業の実施に向けて、標準化の取組の推進や評価指標の設定の推進が進められています。

本市においても国民健康保険（以下、「国保」という。）の保険者として「北九州市国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（計画期間 第一期：平成27（2015）年度～平成29（2017）年度、第二期：平成30（2018）年度～令和5（2023）年度）」を策定し、生活習慣病の発症及び重症化予防や医療費適正化に取り組んできました。

このような国の動きや本市の課題等を踏まえ、本市では、保健事業を引き続き実施するにあたり、国指針に基づいて、「第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）」を策定します。

※1 日本再興戦略：我が国の経済再生に向けて、産業基盤の強化、医療・エネルギー等の市場創出、国際経済連携の推進や海外市場の獲得等、第二次安倍内閣が掲げた成長戦略のこと（H25（2013）.6閣議決定）

※2 PDC Aサイクル：P（計画）→D（実施）→C（評価）→A（改善）を繰り返すこと

※3 経済財政運営と改革の基本方針：政府の経済財政政策に関する基本的な方針を示すとともに、経済、財政、行政、社会などの分野における改革の重要性とその方向性を示すもの

※4 新経済・財政再生計画 改革行程表：新経済・財政再生計画に掲げられた主要分野ごとの重要課題への対応とKPI（重要業績評価指標）、それぞれの政策目標とのつながりを明示することにより、目指す成果への道筋を示すもの

2 計画の位置付けと基本的な考え方

第三期保健事業実施計画（データヘルス計画）は、国民健康保険法第82条第4項の規定による「国指針」に基づく計画です。被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、保険者等が効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、特定健康診査（以下、「特定健診」という。）等の結果、レセプトデータ等の健康・医療情報を活用して、PDCAサイクルに沿って運用するものです。

計画は、健康増進法に基づく「基本的な方針」を踏まえるとともに、都道府県健康増進計画や市町村健康増進計画、都道府県医療費適正化計画、介護保険事業（支援）計画、高齢者保健事業の実施計画、国民健康保険運営方針、特定健康診査等実施計画と調和のとれたものとする必要があります。本市では、「第三次北九州市健康づくり推進プラン」や老人福祉法に規定された「老人福祉計画」と介護保険法に規定された「介護保険事業（支援）計画」を包含した法定計画である「北九州市しあわせ長寿プラン」をはじめとする関連計画等との整合性を図ります（図表1）。

また、高齢者の医療の確保に関する法律（以下、「高確法」という。）に基づく「特定健康診査等実施計画」は、保健事業の中核をなす特定健診及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、保健事業実施計画（データヘルス計画）と一体的に策定することとします。ただし、保健事業実施計画（データヘルス計画）の対象者は、被保険者全員とします。

さらに、「標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）^{※5}」（以下「プログラム」という。）は、高確法に基づく特定健診・特定保健指導を中心に、健康増進法に基づく生活習慣病対策を推進するための効果的な健診・保健指導を実施するにあたり、事務担当者を含め、健診・保健指導に関わる者が理解しておくべき基本的な考え方や実施する際の留意点等を示したものであることから、基本的な考え方については、プログラムに準じて保健事業を展開することが求められています（図表2、3）。

本市では、以上の事も踏まえ、国保データベース（KDB^{※6}）を活用して特定健診の結果やレセプト、介護保険等のデータ分析を行い、優先的に取り組むべき健康課題を抽出した上で、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組み、国保加入者の健康の保持増進を図ることで、健康寿命の延伸、ひいては医療費適正化を目指します。

※5 標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）において中長期的な目標疾患は、脳血管疾患・心疾患、糖尿病合併症の減少を用いている。（図表2参照）

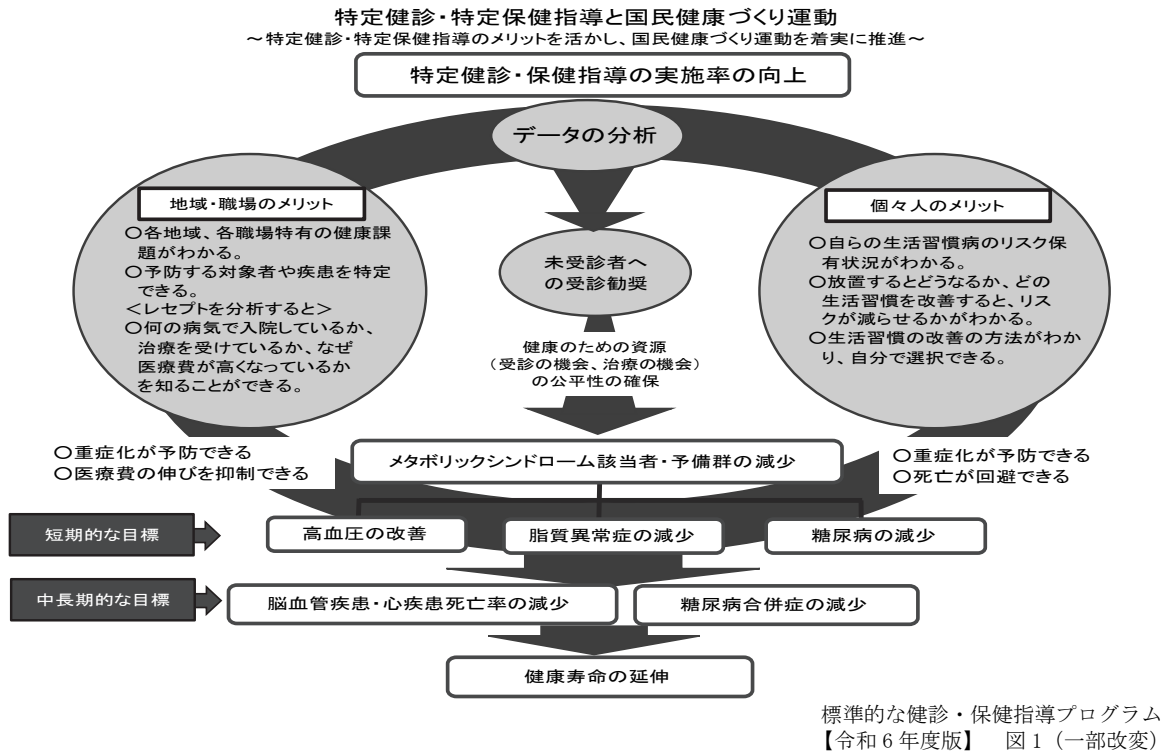
なお、心疾患には健康づくりにより予防可能でないものも含まれているため、予防可能な循環器病の発症を予防し、結果として心疾患全体の死亡率を減少させることを目指すことより、保健事業実施（データヘルス）計画においては、第二期同様虚血性心疾患を予防の対象疾患とする。また、糖尿病合併症である細小血管障害（網膜症、腎症、神経障害）、大血管障害のうち、個人の生活の質への影響と医療経済への影響とが大きい糖尿病性腎症に着目することとする。

※6 KDB：国民健康保険団体連合会が管理する「特定健康診査・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る統計情報を被保険者向けに情報提供するシステムのこと。

[図表1 データヘルス計画とその他法定計画等との位置づけ]

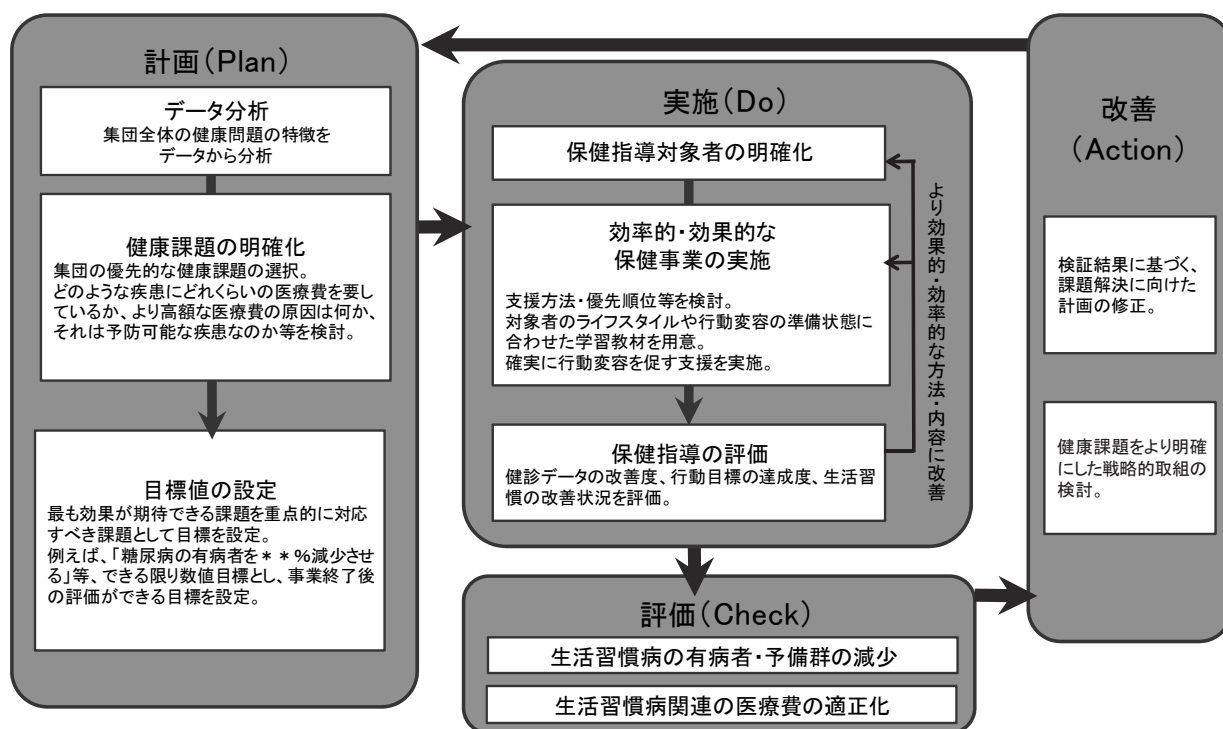
	健康増進計画	データヘルス計画 (保健事業実施計画)	特定健康診査等 実施計画	介護保険事業 (支援)計画
本市計画	第三次北九州市 健康づくり推進プラン	北九州市国民健康保険 第三期保健事業実施計画(データヘルス計画) (第四期特定健診等実施計画は第三期データヘルス計画に包含)		北九州市 しあわせ長寿プラン
法律	健康増進法	国民健康保険法	高齢者の医療の確保に 関する法律	老人福祉法 介護保険法
基本的な 指針	厚生労働省 健康局 国民の健康の増進の総合的な 推進を図るための基本的な方針	厚生労働省 保険局 「国民健康保険法に基づく保健事業の 実施等に関する指針の一部改正」	厚生労働省 保険局 特定健康診査及び特定保健指導の 適切かつ有効な実施を図るための 基本的な指針	厚生労働省 老健局 介護保険事業に係る保険給付の 円滑な実施を確保するための 基本的な指針
根拠・期間	法定 令和6(2024)~17(2035)年 (12年)	指針 令和6(2024)~11(2029)年 (6年)	法定 令和6(2024)~11(2029)年 (6年)	法定 令和6(2024)~8(2026)年 (3年)
計画 策定者	都道府県:義務 市町村:努力義務	医療保険者	医療保険者:義務	市町村:義務 都道府県:義務
対象者	北九州市民	国保被保険者全員	40~74歳の 国保被保険者	1号被保険者 65歳以上 2号被保険者 40~64歳

[図表2 特定健診・特定保健指導と国民健康づくり運動]



※プログラムにおいては、保健指導により発症や重症化を予防でき、保健指導の成果を健診データ等の客観的標を用いて評価できるものを主な対象としている。データ分析を行い解決すべき課題や取組が明確となり、分析に基づく取組を実施していくことは、健康寿命の延伸ひいては社会保障制度を持続可能なものとするにつながります。

[図表3 保健事業（健診・保健指導）のPDCAサイクル]



標準的な健診・保健指導プログラム
【令和6年度版】 図3（一部改変）

※生活習慣病の有病者や予備群の減少を目的に、優先すべき健康課題を明確化しながらPDCA（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action））サイクルを意識した保健事業を展開していくことが必要である。

3 計画期間

この計画の期間は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までの6年間とします。

<参考> 計画期間の根拠について

データヘルス計画の期間については、国指針第5の5において、「特定健康診査等実施計画や健康増進計画との整合性を踏まえ、複数年とすること」とされています。また、国民健康保険事業の実施計画（データヘルス計画）策定の手引きにおいて、他の保健医療関係の法定計画との整合性を考慮するとしており、特定健康診査等実施計画、医療費適正化計画や医療計画が6年を一期としていることから、これらとの整合性を踏まえて設定しています。

4 実施体制・関係者連携

(1) 市町村国保の役割

本計画は、被保険者の健康の保持増進を図り、保健事業の積極的な推進を図るために、北九州市国民健康保険の担当である保健福祉局（保険年金課、健康推進課）を実施主体とし、関係する部局に協力を求め、保険者の健康課題を分析し、市町村一体と

なって策定等を進めます。また計画に基づき、効果的・効率的な保健事業を実施して、個別の保健事業の評価や計画の評価をし、必要に応じて、計画の見直しや次期計画に反映させます（図表4）。

さらに、計画期間を通じてP D C Aサイクルに沿った確実な計画運用ができるよう、担当者・チームの業務をマニュアル化する等により、担当者が異動する際には経過等を含めて確実に引継ぎを行う等の体制を整えます。

（2） 関係機関との連携

計画の推進にあたり、北九州市国民健康保険運営協議会において、有識者・被保険者を代表する委員より意見聴取を行うとともに、福岡県国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）、及び国保連に設置されている保健事業支援・評価委員会や福岡県、福岡県保険者協議会等により本計画に対する支援・評価を受けます。

[図表4 北九州市の実施体制図]

